

静岡県食肉センター汚水処理施設新築工事に関する基本協定書

静岡県食肉センター汚水処理施設新築工事（以下「本新築工事」という。）に関して、静岡県（以下「発注者」という。）及び〇〇特定建設工事共同企業体（以下「優先交渉権者」という。）は、以下のとおり基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。ただし、設計業務又は工事請負の契約の締結後については、「優先交渉権者」を「受注者」と読み替えるものとする。

（目的）

第1条 本協定は、静岡県食肉センター汚水処理施設新築設計業務委託（以下「本設計」という。）の実施及び静岡県食肉センター汚水処理施設新築工事（以下「本工事」という。）の工事請負契約の締結に向けて、発注者及び優先交渉権者が果たすべき義務その他の必要な事項を定めることを目的とする。

（発注者及び優先交渉権者の義務）

第2条 発注者及び優先交渉権者は、本協定にかかる一切を、信義に従い誠実に行う。

（有効期間）

第3条 本協定は、本協定の締結の日から工事請負契約日又は価格等の協議の不成立が確定する日まで有効とする。ただし、第6条から第9条の規定は、本協定の有効期間終了後も有効とする。

（設計業務等）

第4条 優先交渉権者は、発注者が別途反対の意思表示を行う場合を除き、本新築工事の設計期間において、本工事の請負契約締結に向けて、発注者と優先交渉権者において合意した工事費限度額〇〇億円を上限とし、かつ、工事期間を厳守できるように設計業務を行うものとする。

2 優先交渉権者は、発注者が行う調整に対して真摯に対応し、協力する。

（価格等の交渉）

第5条 価格等の交渉とは、発注者及び優先交渉権者が第4条に規定する設計業務を踏まえて作成する設計の内容や成果物に基づき、工事費の見積りの内容その他の本工事請負契約の締結に必要な条件等について協議し、合意を目指すプロセスである。

2 優先交渉権者は、設計の進捗に応じて工事費を算出し、本設計の初期段階、中間段階、その他発注者が必要と認めた時期に、工事費を記載した内訳書及びその算出の根拠となった資料（以下「内訳書等」という。）を発注者に提出する。

3 優先交渉権者は、設計成果物を基に内訳書等及びその見積条件を記載した資料（以下「見積書等」という。）を作成し、発注者に提出する。

4 発注者及び優先交渉権者は、設計業務に関する協議の過程で確認された事項や設計の

内容や成果物等に基づき価格等の交渉を行う。この場合において、参考額と見積書の見積額との間に著しい乖離があり、その内容の妥当性が認められない場合など、見積条件等を見直す必要がある場合、それぞれ見直しを行う。

- 5 前項の規定により見直しを行った場合、優先交渉権者は、交渉の結果を踏まえた見積書等を提出し、改めて前項に基づく交渉を行う。
- 6 交渉の結果、参考額と見積書の見積額が著しく乖離していない場合又は乖離しているがその内容の妥当性及び必要性が認められる場合、かつ、各工種の直接工事費が積算基準等と著しく乖離していない場合又は乖離しているがその根拠として信頼性のある資料の提示がある場合その他本工事請負契約の締結に必要な条件等に照らして問題がない場合、価格等の交渉が成立するものとする。
- 7 交渉の結果、前項の成立に至らなかった場合、価格等の交渉を不成立とする。

(工事請負契約手続等)

第6条 発注者は、前条5項及び6項に対して予算が成立した場合に限り価格等協議結果を通知する。

- 2 発注者は、前項の見積書等で示された見積条件等を基に予定価格を定める。
- 3 発注者は本工事に係る国庫補助金の内示をもって、優先交渉権者に最終的な見積書等の提出を依頼する。
- 4 優先交渉権者は、発注者の指定する方法により最終的な見積書等を提出する。
- 5 発注者及び優先交渉権者は、前項の見積書等が第3項による予定価格以下の場合、工事請負仮契約を締結する。
- 6 前項の仮契約は地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決を得た日に本契約となる。

(価格等の協議の不成立)

第7条 以下の場合について、価格等の協議は不成立とする。

- (1) 本工事に係る予算が成立しない場合
- (2) 議会において工事契約議案が否決された場合
- (3) 国庫補助金の内示がなされない場合
- 2 価格等の協議が不成立となった場合、発注者は、優先交渉権者に対し不成立となった旨とその理由を通知する。
- 3 価格等の協議が不成立となった場合、設計業務の委託契約に基づく委託費を除き、本協定の履行に関し既に支出した費用については各自の負担とし、第7条及び第8条の規定に基づくものを除き、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。
- 4 価格等の協議が不成立となった場合、発注者は、設計業務委託契約に基づく成果物を用いて、本工事の施工を別途発注することができる。
- 5 価格等の協議が不成立となった場合、設計図書に関する著作権については、発注者に帰属する。
- 6 価格等の協議が不成立となった場合、設計図書に、特許権、実用新案権、意匠権、商

標権（以下「特許権等」という。）が含まれ、当該特許権等を使用する場合、本工事の工事請負契約者が優先交渉権者に、発注者と優先交渉権者の間で合意した当該特許権等の許諾料等を支払うことにより、使用できるものとする。

（権利義務の譲渡等）

第8条 優先交渉権者は、発注者の事前の承諾を得た場合を除き、本協定上の地位並びに本協定に基づく権利義務を第三者に譲渡し若しくは承継させ、又は担保に供することその他一切の処分を行わない。

（秘密保持等）

第9条 優先交渉権者は、本協定に関連して発注者から知り得た情報を秘密情報として保持するとともに、かかる秘密情報を本協定の履行以外の目的に使用し、又は発注者の承諾なしに第三者に開示してはならない。

（協定内容の変更）

第10条 本協定に規定する各事項は、発注者及び優先交渉権者の書面による同意がなければ変更することはできない。

（協定の解除等）

第11条 発注者は、優先交渉権者が次の各号のいずれかに該当するときは、本基本協定を解除することができる。

（1）優先交渉権者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下この号において「暴力団」という。）の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下この号において同じ。）であると認められるとき。

イ 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下この号において同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。

エ 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 役員等又は使用人が、アからオのいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

(2) 優先交渉権者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条、第6条、第8条又は第19条の規定に違反（以下「独占禁止法違反」という。）するとして、独占禁止法第49条に規定する排除措置命令又は第62条第1項に規定する納付命令を受け、当該命令が確定したとき。

(3) 優先交渉権者又は優先交渉権者の役員若しくは優先交渉権者の使用人が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項、第90条第1号若しくは第2号若しくは第95条第1項第1号に規定する罪を犯し、刑に処せられた（刑の執行が猶予された場合を含む。以下同じ。）とき。

(4) 前2号に規定するもののほか、優先交渉権者又は優先交渉権者の役員若しくは優先交渉権者の使用人が、独占禁止法違反行為をし、又は刑法第96条の6若しくは第198条の規定に該当する行為をしたことが明らかになったとき。

(5) その他本基本協定に重大な違反をしたとき。

2 本新築工事が中止になった場合、自動的に本協定は解除されたものとする。

（その他）

第12条 本協定に定めのない事項又は本協定に関し疑義が生じた場合、発注者と優先交渉権者が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者

所在地 静岡市葵区追手町9-6

職名氏名 静岡県知事 鈴木 康友 印

優先交渉権者

（共同企業体）

名 称 ○○特定建設工事共同企業体

（代表企業）

所在地

名 称

代表者